

各位

東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社

## 「ドリームファイブ」(変額個人年金保険 GF(VII型))を開発し、株式会社三菱東京UFJ銀行で販売開始

東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社(取締役社長 八木 孝)は、変額個人年金保険の「ドリームファイブ」(変額個人年金保険 GF(VII型))を開発し、2011年6月2日より株式会社三菱東京UFJ銀行(頭取 永易 克典、以下「三菱東京UFJ銀行」)の本支店において販売を開始します。

「ドリームファイブ」は、4本の特別勘定から運用対象を選択いただき、運用期間中は、特別勘定の種類や割合を変更(スイッチング)することが可能です。運用の結果、契約日から1年経過以降、予め設定いただいた目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、当初の運用期間満了(5年後)を待たずに一括または年金でお受け取りいただける変額個人年金保険です。

また、本商品は、積立金額が予め設定いただいた所定の水準を下回った場合、積立金の全額を円短期金融資産の特別勘定に自動的に移転し、市場環境の急激な悪化に対応します。運用期間満了(5年後)までに積立金額が目標値に到達しなかった場合には、運用期間満了時の積立金額に基本保険金額の最大10%を上乗せした金額が年金原資となり、一括または年金でお受け取りいただけます。

なお、運用期間中に被保険者が所定の不慮の事故による傷害などでお亡くなりになった場合は、死亡保険金額に災害死亡保険金額(基本保険金額と同額)を加算した金額をお支払いします。

販売名称「ドリームファイブ」には、新興国資産を中心とした特別勘定とその運用をサポートする機能により「夢のある資産運用」を実現したい趣旨が込められており、三菱東京UFJ銀行のお客さまの資産運用ニーズにお応えすることを目指しております。

以 上

「ドリームファイブ」は、特別勘定で運用しながら、運用成果の確保を目指す変額個人年金保険です。

## 1. 特徴

### (1) 運用成果を自動的に確保

- 契約時、目標値は基本保険金額(一時払保険料)の 110%、120%、130%、140%、150%の中からお客さまにご選択いただけます。
- 契約日から1年経過以降、目標値到達の判定を毎日行い、積立金額が目標値に到達した場合には、特別勘定での運用(運用期間)を終了し、一般勘定に移行することにより、運用成果を自動的に確保します。
- 運用成果確保後、「目標到達のお知らせ」を郵送します。
- 一括受取または年金受取から受取方法をご選択いただけます。

(注)契約日から1年未満は、積立金額が目標値に到達しても運用成果を確保しません(目標値の変更は可能です)。

### (2) 安定資産への自動移転(円マネー予約移転)

- 契約時、円マネー予約移転の水準は基本保険金額の 60%、70%、80%、90%の中からお客さまにご選択いただけます(設定しないこともできます)。
- 積立金額がご選択いただいた予約移転水準を下回った場合、積立金の全額を円短期金融資産(特別勘定: MUマネー)に自動移転します。
- 運用期間中、予約移転水準を基本保険金額の 30%~100%(積立金額以下、10%単位)に変更することができます。また、予約移転水準の設定を取り消すこともできます。

(注)円マネー予約移転により積立金が円短期金融資産(特別勘定: MUマネー)に移転された後も、保険関係費用、資産運用関係費用が控除されますので、多くの場合、積立金額は減少します。

### (3) 運用期間満了時(5年後)の最大10%ボーナス(年金原資調整金額)

- 運用期間満了(契約日の5年後)までに積立金額が目標値に到達しなかった場合、運用期間満了時の積立金額に基本保険金額の最大10%を上乗せした金額が年金原資となります。
- 一括受取または年金受取から受取方法をご選択いただけます。

(注)・年金原資は目標金額(基本保険金額×目標値(%))が上限となりますので、最大10%ボーナス(年金原資調整金額)は基本保険金額の10%を下回る場合があります。

・運用期間中に目標値に到達し運用成果を確保した場合や、解約等により契約が消滅した場合は、最大10%ボーナス(年金原資調整金額)は上乗せされません。

## 2. 特別勘定

- 次の4種類の特別勘定から運用対象を選択いただけます。1%単位で自由に組み合わせることもできます。
  - ①新興国株配分変更型
  - ②MU新興国債券
  - ③MUグローバル型
  - ④MUマネー
- 運用期間中は特別勘定の種類や割合を変更できます(スイッチング)。

### 3. 主な取扱条件

契約年齢(被保険者)	20歳～85歳 (契約日における満年齢)
基本保険金額(一時払保険料)	100万円～4億5,000万円 (1,000円単位) ※ 同一被保険者の変額個人年金保険 GF(VI型)通算限度額は、4億5,000万円となります。また、同一被保険者の東京海上日動フィナンシャル生命の他のすべての個人年金保険と通算して、10億円がお取り扱いの限度となります。 ※ 災害死亡保険金額(基本保険金額と同額)は、同一被保険者の東京海上日動フィナンシャル生命の他の災害死亡保険金額(変額保険等の災害割増特約、傷害特約を含みます)と通算して、4億5,000万円がお取り扱いの限度となります。
保険料払込方法	一時払のみ
運用期間	5年

### 4. ご注意事項

#### (1) 投資リスクについて

- この商品は、将来受け取る年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険（変額個人年金保険）です。
- 将来受け取る年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等に最低保証はありません。特別勘定は、主な投資対象となる投資信託を通じて、国内外の株式・債券等を投資対象とし、またはスワップ取引等を活用し実質的に株式・短期金利資産を投資対象としますので、ご契約者は収益を期待できる一方、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクを負うこととなります。そのため、株価や債券価格の下落・為替の影響等により積立金額が変動し、年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、この商品に一度に大量の解約が発生する等の事情により、お受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。(被保険者が運用期間中に所定の不慮の事故による傷害等でお亡くなりになった場合は、基本保険金額と同額を災害死亡保険金として死亡保険金に加算してお支払いします。)
- 積立金額が0になった場合、ご契約は消滅します。ご契約が消滅した場合には、以後の死亡保険金、年金等のお支払いはありません。
- 運用対象や運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、投資対象となる特別勘定をお客さまの判断で決定していただきます。また、特別勘定の資産運用の成果およびリスクはお客さまに帰属することとなります。
- スイッチングを行った際には、選択した特別勘定の種類によっては、その特別勘定の投資リスクがスイッチング前の特別勘定の投資リスクと変わることがあります。

#### (2) ご負担いただく費用について

- この商品では、以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

##### ●ご契約時の費用

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用	ご契約の締結や代理店手数料の支払い等に必要な費用です。	一時払保険料に対して4.0%
		特別勘定への繰入時に、一時払保険料から控除します。

●運用期間中の費用

項目	費用	ご負担いただく時期			
保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の維持・管理や代理店手数料の支払い等に必要の費用です。	基本保険金額に対して年率 2.3%*1	左記の年率の 1/12 を月単位の契約応当日の前日末に特別勘定の積立金から控除します。*2		
資産運用関係費用*3	特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用です。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して下表の年率	下表の年率の 1/365 を毎日控除します。		
				特別勘定の名称	費用
				① 新興国株配分変更型	年率 0.6%程度*3
				② MU新興国債券	年率 0.735%(税抜 0.7%)程度*4
				③ MUグローバル型	年率 0.63%(税抜 0.6%)程度*4
④ MUマネー	年率 1.0%以内*5				

●年金受取期間中の費用（主契約および年金支払特約）

項目	費用	ご負担いただく時期	
保険関係費用*6 (年金管理費)	年金のお支払い・管理等に必要な費用です。	年金額に対して 1.0%	毎年の年金受取日に責任準備金から控除します。

●年\*713 回以上のスイッチングを行う場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期	
積立金移転費用	スイッチングを行う場合で、年*713 回目からかかる費用です。	1 回あたり 1,000 円	年*713 回目からのスイッチング時に特別勘定の積立金から控除します。

- \*1 この商品の保険関係費用(保険契約管理費)は基本保険金額に対して計算しますので、基本保険金額が一定の場合、保険関係費用(保険契約管理費)は積立金額の増減にかかわらず一定となります。
- \*2 保険関係費用(保険契約管理費)を控除する際、費用に相当するユニット数(ご契約者が保有する特別勘定の持分の単位数)が減少します。
- \*3 主な投資対象となる投資信託の受託会社報酬率を記載しています。投資信託の運用には受託会社報酬率の他、運用手法を実行するための取引費用等がかかりますが、発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更する可能性があります。
- \*4 主な投資対象となる投資信託の信託報酬率を記載しています。投資信託の運用には信託報酬の他、信託財産留保額、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかります。これらの費用は発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更する可能性があります。
- \*5 主な投資対象となる投資信託の信託報酬率は年率 1.0%以内で以下の通りとします。①各週の最初の営業日から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 0.11 を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年率 0.22%以下の場合には年率 0.22%以内の率とします。②上記にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート(以下「コール・レート」といいます)が、0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに 0.5 を乗じて得た率以内とします。
- \*6 保険関係費用(年金管理費)は、毎年お支払いする年金額から差し引かれるものではなく、将来の年金のお支払いのために積み立てられている責任準備金から控除されます。また、保険関係費用(年金管理費)は、将来変更することがあります。
- \*7 「年」とは、契約応当日(契約日)から翌年の契約応当日前日までをいいます。

以 上